

入札時における注意事項(委託業務)

平成20年6月4日から昭和町が発注する建設工事等の入札時における注意事項について次のとおりとしますので、入札参加者は下記事項を熟読のうえ、入札に参加してください。

- 入札書に記載していただく金額は、消費税抜きの金額としますので、ご注意ください。
- 積算内訳書の作成についての注意事項
 - (1) 積算内訳書には、次に掲げる事項を記載してください。
 - ア 代表者名及び印
 - イ 入札件名
 - ウ 積算担当者名及び印
 - (2) 「値引き」等の減額に係る項目は、一括して記載せず、値引き後の金額を積算内訳書に記載してください（各項目で値引き又は調整されているものは、可とします。）。
 - (3) 積算内訳書は、総額のみ計上はせず、積算根拠の内容がわかるよう具体的に記載してください。
- 入札の無効について
次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札と同時に積算内訳書の提出がない場合
 - (2) 入札書に記載した金額と積算内訳書の合計金額(税抜)とが一致しない場合
 - (3) 入札書に記載した金額が、積算内訳書において合計金額から一括して値引き(1,000円以上の出精値引き等)をした金額である場合
 - (4) 入札書又は積算内訳書の金額が訂正されている場合
 - (5) 上記に掲げるもののほか、不適切であると認められる場合
- その他
積算内訳書の確認の結果、談合等に係る不正行為があると疑うに足りる事実があった場合は、入札を中止又は延期することがあります。また、積算内訳書の内容について説明を求める場合があります。
設計図書等に関する質問は、入札日の3日前の午後3時までとし、回答は入札日の2日前までに回答します。
なお、質問は FAX (055-275-2109) で総務課までお願いします。